インターンシップ申込みに関するQ&A

Q1	理系の学部ですが、行政事務等向けのインターンシップに申し込むことはできますか。	A1	可能です。理系の学部に在学中の学生が必ず技術職向けのインターンシップに申し込まなければならないものではありません。 ただし、技術職（土木、建築、電気、機械）の職員が多く働く職場でのインターンシップを希望する場合は、ぜひ技術職向けのインターンシップにお申し込みください。
Q2	「さいたま市職員との座談会」のみ参加を申し込むことはできますか。	A2	例年、多くの学生からインターンシップの申込みをいただいているところですが、受入可能な人数が限られていることから、受入れできない学生が多くいらっしゃいます。そのような学生にも少しでもさいたま市役所の仕事を知っていただける機会を設けたいと考えておりますので、対象者はインターンシップに申込みをいただいた方に限定させていただきます。ご了承ください。
Q3	インターンシップに参加した場合でも「さいたま市職員との座談会」に参加できますか。	A3	参加できますが、多くの学生にさいたま市役所の業務内容等を知っていただけるよう、インターンシップに受入れできない方を優先させていただきますので、ご了承ください。
Q4	推薦書の作成者は誰とすればよいですか。	A4	推薦書の作成者は、主な例として、大学の学長、学部長、担当教授、インターンシップ担当課長（キャリアセンター所長等）等が挙げられます。
Q5	申込み時の大学連絡先は推薦書の作成者（学部長、教授等）のものですか。 あるいは大学のインターンシップ担当課等のものですか。	A5	連絡先は、大学のインターンシップ担当課等をお願いします。 推薦書の作成者が学部長、教授等の場合でも、窓口となる大学のインターンシップ担当課等のご連絡先を推薦書に記入してください。
Q6	実施時期である8月に、大学の試験日等、どうしても都合がつかない日がある場合はどうしたらよいですか。	A6	推薦書に実習希望者ごとの参加できない日程について記入していただく欄がございます。作成・提出は学校側になりますので実習希望者との調整をお願いします。ただし、希望日が限定されることで受入課所との調整が困難になることをご了承ください。 なお、申込書類の提出後、状況が変わった場合には、受入課所との調整に影響しますので、随時ご連絡をお願いいたします。
Q7	実習希望者の受入れは、大学3年生のみですか。	A7	大学3年生のみという制限は設けておりませんが、学年については受入れの判断材料のひとつとして考慮させていただきます。
Q8	受入課所は限定されていますか。また、希望できない課所はありますか。	A8	希望できない課所は特にありません。 受入課所は、希望調書の提出締切後に調整することになりますので、希望調書の「希望課所」や「希望理由」は、具体的かつ明確に記入してください。
Q9	実習希望先が消防局や水道局、教育委員会等の場合でも、申込み先は人事課でよいですか。	A9	いずれの課所についても、申込みの受付窓口は人事課となります。
Q10	さいたま市在住でない学生も応募できますか。	A10	市内在住、在学は問いません。
Q11	埼玉県インターシップ支援事業を通じてではなく、さいたま市へ直接申込みをしてよいですか。	A11	さいたま市総務局人事部人事課へ直接申込みをお願いします。
Q12	提出が郵送では間に合わない場合は持参してもよいですか。	A12	希望調書及び履歴書の提出方法は「郵送のみ」としていますので、期限までに余裕をもって郵送してください。 期限を過ぎてからの提出は受付できかねますので、提出期限にはご注意ください。 なお、推薦書の提出方法は「電子メールのみ」となります。

Q13	受入予定人数は何名ですか。また、希望者は例年何名程度ですか。	A13	令和５年度の受入人数は30名程度を予定しております。 また、令和４年度は、希望者１９９名に対し、受入者は２３名でした。
Q14	受入決定の通知は郵送ですか。 また、受入不可の場合でも連絡はもらえますか。	A14	大学のインターンシップ担当課宛に、令和５年７月１１日（火）までにメールにて通知します。 「さいたま市職員との座談会」についても併せて通知します。